平成２４年（フ）第３０４号
兵庫県芦屋市岩園町３番６―313号
債務者　濱川　益美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０５号
兵庫県芦屋市岩園町３番６―313号
債務者　濱川　　洋
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９号
新潟市東区新岡山２丁目17番１号
債務者　馬渕　　亨
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０２号
広島市中区吉島町10番９号
債務者　森原　豊喜
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
宮崎市佐土原町下田島21619番地１　市営住宅小牧台51―６棟15号
債務者　上杉　義彦
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　行雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６９号
宮崎市淀川１丁目３番24号
債務者　畑迫　貞了
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後１時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第６１号
福岡県飯塚市庄司164番地
債務者　永岡　将克
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４８号
函館市田家町14番12―306号
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７４８号
埼玉県朝霞市田島２丁目14番１号　サンライト朝田306
債務者　宮谷　敏哉
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５７号
埼玉県川口市弥平３丁目７番８号　201号
債務者　新井　英也
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
新潟県南魚沼市美佐島53番地１
債務者　米山セツ子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市連島中央５丁目５番17号　ハイム渡辺101
債務者　島田　寿代（旧姓立切）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５８３号
さいたま市桜区田島６丁目２番17―502号
債務者　長谷川雄司
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６４号
埼玉県川口市東領家５丁目19番10号　ロキシーハイツ・クレインＡ棟105号
債務者　中林　信夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係